

告 示

埼玉県告示第百六十九号

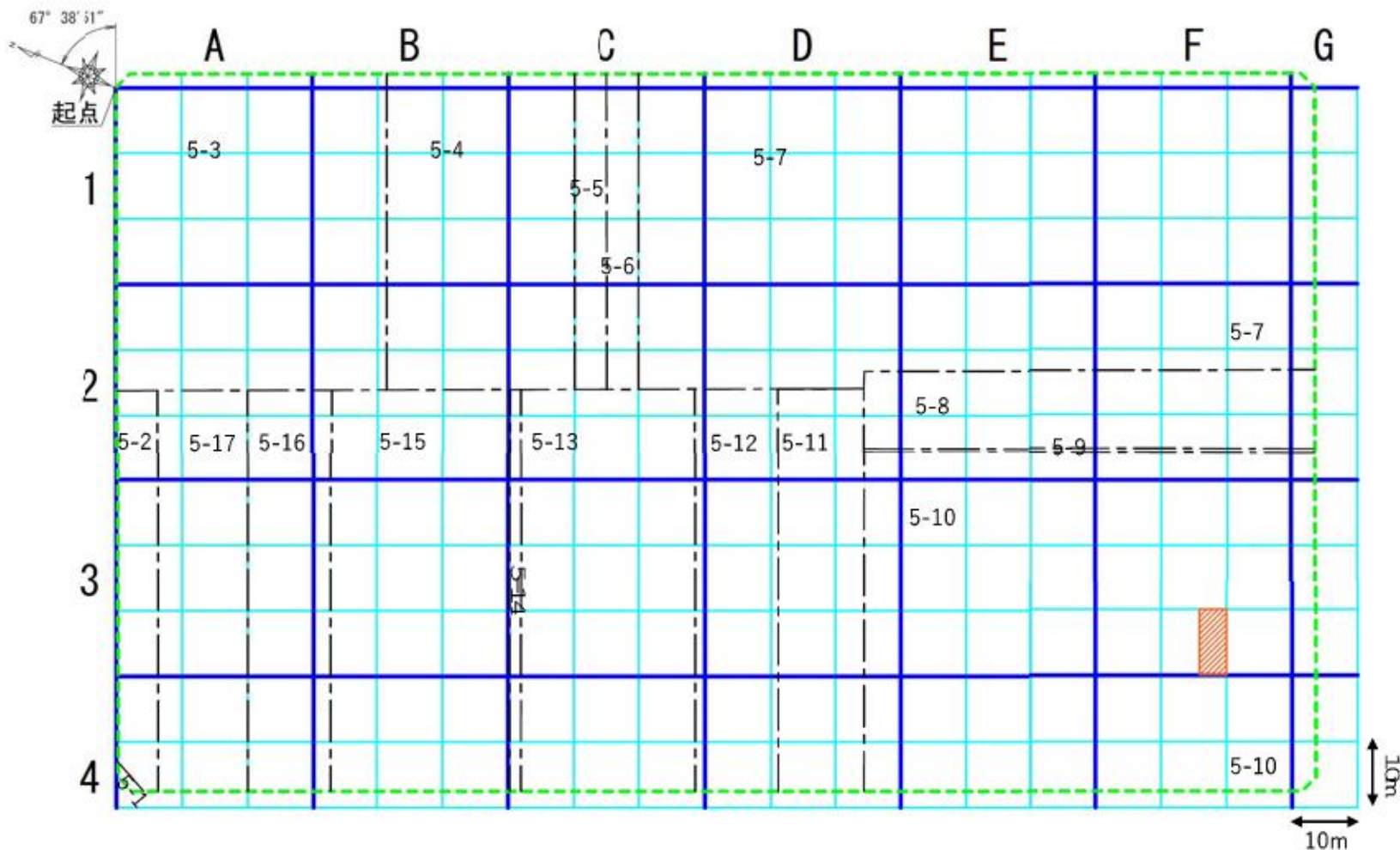
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和七年埼玉県告示第百二十八号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和七年三月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県入間市狭山台三丁目五番十の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去

別図



【起点】
 起点は入間市狭山台三丁目5番3の最北端とする。

【格子の回転角】
 67° 38' 51"
 起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びに、これらと平行して10m間隔で引いた線より構成される区画線を起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。

- 凡例**
- 敷地境界
 - 30m格子
 - 単位区画
 - 地番境界
 - 形質変更時要届出区域を解除する区画